

北電販業企第38号
2023年2月28日

一般社団法人北海道消費者協会
会長 長島 博子 様

北海道電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 藤井 裕



電気料金値上げ申請に対するご意見について（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、弊社事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年2月10日付にて貴協会よりいただきましたご意見につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

敬具

記

1. <ご意見：経営努力について>

北電が示した「経営効率化の取り組みについて」によれば、継続的にコスト低減に寄与する効果（420億円程度）と、新たに深掘りした効率化効果（230億円程度の計650億円程度を原価計算に織り込んだとされます。連結売上高6000億円の企業にとって大きな経費削減ではありますが、もっと以前から取り組むべきではなかったのでしょうか。

北電の有価証券報告書によれば、2022年3月期の社員の平均年間給与は737万円であり、前回は15年3月期と比べると12.3%増加し、20年3月期比でも5.3%伸びています。実質賃金のマイナスが続く、物価上昇に苦しむ多くの道民に寄り添うのであれば、役員、社員の報酬・給与は大胆に見直すべきではないでしょうか。

社員数は2020年度からの5年間で132人の削減を図るとのことですが、連結対象企業の総従業員数は22年3月期が1万226人で、16年以降、1万人台は変わりません。中には安全性に関わる業務もあるでしょうが、効率化の余地はもうないのでしょうか。

申請原価を見ると、前回原価に比べ人件費21億円増、その他経費等127億円増となっています。これらの増加の理由は説明がありません。株式配当は23年3月期の無配を決定しましたが、「可能な限り早期に復配」を表明しています。値上げで利益を確保し、それを次期配当に充てることは道義的にも許されるものではありません。

値上げ申請を審査する電力ガス取引監視等委員会に対しては申請をそのまま認めるのではなく、出来るだけ圧縮することを求め、精緻で納得感のある査定をお願いする予定です。

<ご回答：経営努力について>

当社は従前より全社を挙げて効率化の取り組みを進めてきております。具体的には、2014年11月の前回料金改定時に650億円程度/年の経営効率化計画を示しており、この計画について、前回原価期間である2013～2015年には660億円程度/年、分社化前の2016～2019年には750億円程度/年、分社化後の直近2021年度には当社と北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「北海道電力NW」という。）の二社合計で912億円の効率化を達成しております。

今回の規制料金の値上げ申請にあたっては、これらの効率化のほか、さらなる深掘りとして、抜本的な業務効率化・業務変革の取り組みであるトヨタ式カイゼンやデジタルトランスフォーメーション、経営層をトップとした調達検討委員会による資機材調達コスト低減の取り組みを通じて検討した成果を反映しており、当社のみで650億円程度/年の効率化を織り込んでいます。

役員給与については、過去2回の料金値上げ時に実施した役員報酬の減額を現在も継続しており、最大35%を削減していますが、本年1月からは削減幅をさらに拡大し、執行役員を含む全役員について、最大40%まで削減しているところです。

社員の賃金については、2013年9月の電気料金値上げにあわせて、月例賃金は5%程度、賞与は50%程度の減額を実施しました。

電気料金の値下げがいまだ果たせていない状況のなかでは、社員にも負担が必要と考え、社員の月例賃金は一定レベルで減額を継続しています。また、2008年以降、基本給を一律に引き上げる、いわゆるベースアップを一度も実施していないため、年収水準としては、電気料金値上げ前の水準と比較して、最大で16%程度、いまだ7%程度の減額を続けています。

これまでも当社は、電力の安定供給はもとより、事業環境の変化に的確に対応するための必要最低限の人員は確保しつつ、組織体制の見直しやカイゼンなど組織・業務運営の効率化を徹底して行うことで人員数を低減させてきました。

また、採用人数についても「定年退職や自己都合退職」等の退職者数の想定を踏まえ、電力の安定供給など、業務運営上の、「必要最低数を確保する」観点で採用人数を設定しています。

ご指摘のとおり、安全性（電力の安定供給）に関わる業務が多いことから、大規模な人員削減を行うことは容易ではありませんが、今後も組織体制の見直しやカイゼン等により業務運営の効率化を徹底して行うことで、人員効率化の取り組みを進めていきたいと考えています。

前回原価との比較において、人件費、その他経費およびその他控除収益が前回原価から増加していますが、これは2020年4月の一般送配電事業の法的分離に際して、効率的な業務運営の観点から、北海道電力NWにおける管理間接業務などの一部について、当社側に人員等を配置し、その分北海道電力NWから収入を受けているためです。当該収入も含めると、

人件費については、前回原価から減少しています。その他経費においても同様の影響がある他、泊発電所再稼働に向けた新規制基準適合性審査の対応に伴う委託費の増加などにより増加しています。

また、事業を継続的に実施していくためには、継続的かつ円滑に資金を調達しなければならず、そのため、当社に出資する株主に対しても安定的に配当を行っていくことが必要となります。

なお、復配にあたっては、大幅に毀損した自己資本の回復状況や中長期的な経営環境などを総合的に勘案して、判断していきます。

2. <ご意見：値上げ幅について>

北電が示した「原価算定における前提諸元」は、為替レート（円/\$）144円、原油CIF（\$/バレル）105.7ドルとしています。前提とする昨年9～11月の貿易統計は、その通りとしても為替の推移を見ると、9～11月の円安ピークを除くと、その前後は概ね130～135円で推移しています。諸元では、値上げ幅を膨らませる過大な円安評価とみえます。原油も12月は94ドル台に下落しており、諸元は10ドル以上高く設定していることとなります。

原油などの燃料価格の高騰と円安を値上げの理由とするのであれば、現状の価格下落傾向とどう整合性を計るのでしょうか。「原価が下落したら料金は下げる」との説明も聞きました。しかし、一度、料金の上限が引き上がると、「下げ渋り」や一度下がったとしても容易な「再引き上げ」が懸念されます。値上げ幅の設定に関しては、実勢を踏まえた厳格な検討を求めます。

政府が電気料金高騰抑制のために予算化した7円/kWhの適用については消費者に分かるかたちでの明確な運用を求めます。

道民の暮らしに与える影響はきわめて大きく、中でも低所得者、生活困窮者への十分な配慮を求めます。

<ご回答：値上げ幅について>

為替レートを含む燃料価格の諸元については、国が定める「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」における燃料費調整制度の項目において「特定小売供給約款の認可の申請の日に公表されている直近3か月分」を使用することが規定されていることから、申請時点（2023年1月26日）で公表されている直近の実績である2022年9月～11月の3か月平均値を用いています。

為替レートについては一時よりは円高傾向であり、海外炭価格やLNG価格についても直近は下落傾向ではあるものの、全体的には引き続き高い水準であり、今後のウクライナ情勢による燃料価格への影響も依然見通すことが難しいことから、今回申請した内容での値上げをお願いさせていただきたいと考えています。なお、燃料価格の変動は、燃料費調整制度により毎月お客さまの電気料金に反映する仕組みとなっており、燃料価格が下落すれば自

動的にお客さまのご負担も減ることとなっています。また、泊発電所再稼働の際は速やかに適正な水準で値下げを実施したいと考えています。

当社は、国の電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、本事業）に参画し、電気料金の値引きを実施しています。本事業は、毎月の請求額に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計のご負担を直接的に軽減するものです。本事業の実施にあたり、当社は昨年12月7日に経済産業大臣に認可申請を行い、12月16日に認可を受けております。

本事業による値引きの対象は、当社と低圧または高圧で電気のご契約をいただいているすべてのお客さまです。毎月のご使用量に応じて燃料費調整額から一律値引きするため、お客さまによるお手続きは必要ありません。

また、当社は、本事業の仕組みなどについて、機会のあるごとに周知を行うよう努めています。具体的には、プレスリリースをはじめとして当社ホームページ上での特設ページ開設、SNSアカウントからの情報発信、ほくでんエネモール等の各種Webサービス上でのお知らせ、紙媒体での通知としては、広報誌「あなたのでんき」の配布や低圧自由料金のお客さまについてはダイレクトメールにより広くご案内しているところです。

このほか、お客さまからの問い合わせに対して迅速な対応ができるようフリーダイヤルの特設コールセンターを設置し、丁寧な説明を行っております。

3. <ご意見：再生可能エネルギー等への取り組みについて>

北電は、東日本大震災後の原発停止等を理由に2013年に7.73%、2014年に15.33%の値上げを行いました。この前後で2度の値上げをしたのは関西電力の計18%だけであり、北電の計23%は突出しています。

福島原発事故以降、火力発電の比率が高くなる中、国の再生可能エネルギーの最大限導入の方針のもと、北電は再生可能エネルギー等の導入にどれだけ取り組んできたのでしょうか。火力発電への依存を続けた結果、今回の燃料費の高騰を迎えてしまったように思えます。再エネ等の普及加速は、電気料金への燃料費高騰の影響を圧縮するだけでなく、エネルギーの安定確保にも寄与しうると考えます。多くの道民は、前回の値上げに際し、大きな痛みを感じつつも再エネ等の拡大に期待したはずです。この間の北電の再エネ等への取り組みを丁寧に説明いただきたい。さらに、今後の再エネ等の普及加速への展望も説明いただきたい。

<ご回答：再生可能エネルギー等への取り組みについて>

ほくでんグループでは、既に、水力発電、地熱発電、太陽光発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギー電源を北海道内で約176万kW導入しています。

2011年以降では、当社初の太陽光発電所である伊達ソーラー発電所（2011年6月）、下川町や当別町でのバイオマス発電の導入、これまで発電に利用されていなかった水資源を

活用した中小水力発電所（出力 3 万 kW 以下）の開発、既設発電所で水車更新などに伴う発電量の増加など、再エネ導入拡大の取り組みを進めてきました。

さらに、2023 年には新たな地熱発電所となる森地熱バイナリー発電所、2025 年には苫東バイオマス発電所が、それぞれ運転を開始する予定です。

2020 年 4 月に公表した「ほくでんグループ経営ビジョン 2030」にて掲げた目標「2030 年度までに再エネ発電 30 万 kW 以上の増（道外を含む）」を早期に達成し、その後も積極的な積み増しを図ってまいります。

4. <ご意見：原子力発電について>

福島第一原発事故後に、原子力発電が安全対策などによりコスト高となり、放射性廃棄物の処理や使用済燃料の再処理、原子力施設の廃止措置などのバックエンドが見通せないこととあわせると、中長期的に原子力発電への依存は望まれません。北海道が 2000 年に施行した北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例では、原子力は「放射性廃棄物の処理及び処分の方法が確立されていないことなどの問題があることから、過渡的なエネルギー」と位置づけ、過酷な福島第一原発事故を受けて北海道消費者協会も「原子力に頼るエネルギー政策を見直し、経済性よりも安全性を重視した政策を求める」ことを表明してきました。これまで道民は節電に努め、原発の稼働なしでも夏冬の電力需要期を乗り越えてきました。

値上げの説明資料には「今回の原価算定期間において泊発電所の再稼働を織り込んでいないことから、前回原価に比べ、10 億円減少しています」との記述があります。原発関連費用の今後の推移について説明願います。東日本大震災後、11 年間も停止している泊原発の再稼働を前提とした経営計画から脱却し、脱原発への道筋を示すことこそが、多くの道民の期待に応える道ではないでしょうか。

<ご回答：原子力発電について>

今回申請した料金原価においては、泊発電所の維持管理費に加え、泊発電所再稼働に向けて必要となる防潮堤の工事費に係る資金調達コスト（支払利息等）や新規制基準適合性審査のための委託費用などを反映しています。なお、原子力関連の総費用については、2021 年度実績が 577 億円であるのに対し、今回申請した料金原価では 540 億円程度/年となっています。

エネルギー資源の乏しいわが国の実情を踏まえると、安全性の確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済効率性および環境適合の同時達成を目指す「S+3E」の重要性に変わりはありません。

国のエネルギー政策として、原子力は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、発電時に CO₂ を排出しないなどの特長があり、脱炭素のベースロード電源としての重要な役割を担うものとされています。

道内では火力発電所の経年化が進んでいますが、カーボンニュートラルの実現や足元で

のエネルギー安全保障上の課題対応に向け、電力の安定供給を確保しつつ、再エネの導入拡大、出力変動対応にも貢献する低・脱炭素火力の開発、既設原子力の最大限活用により、「S+3E」でバランスの取れた電源構成となるよう、安全確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働に向けて、審査対応および安全対策工事に総力をあげて取り組んでいます。

5. <ご意見：消費者への対応について>

自由料金契約を含め、料金値上げに対する一層の丁寧な説明が求められます。ホームページや検針票の照会ページなど消費者が目的をもって調べなければ情報が入手できない形だけでなく、郵便やチラシ、ダイレクトメールなど確実に契約者に情報が届く方法での周知を求めます。託送料金や、請求書のペーパーレス化などについてもわかりやすい説明を求めます。

<ご回答：消費者への対応について>

2023年1月26日の申請以降、値上げの背景や申請の内容についてお客さまへの周知を実施しております。具体的には、戸別に配布するチラシ、ダイレクトメールにより、3月までにお知らせする予定です。また、当社からのお知らせが届いたお客さまの疑問等について丁寧な説明を行う観点から、フリーダイヤルの特設コールセンターを設置し個別に対応しております。引き続き、お客さまにはお問い合わせ窓口や様々な接点の機会を通じて丁寧な説明を行っていきたいと考えています。

託送料金とは発電した電気をお客さまにお送りする際に利用する送電線や配電線などの利用料金です。当社を含む小売電気事業者は、送電線や配電線を所有・管理する一般送配電事業者（北海道電力NW）から、お客さまの電気のご契約やご使用量に応じて請求を受け、当利用料金を負担しています。

なお、2023年4月1日より託送料金単価が見直しされるため（北海道電力NWが、経済産業省令「一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則」に則り算定）今回の料金改定に反映しています。

使用電力量や電気料金等に関するご請求情報等のご案内は、特殊なケースを除き、すべてのお客さまを対象にスマートメーターの設置を進めており、遠隔での自動検針の準備が整うこと、また、環境負荷の低減に向けたペーパーレス化推進の観点から、2024年2月分以降、書面による無償でのご案内を終了させていただくことで準備を進めております。詳細は、認可後にダイレクトメール等によりご案内する予定です。

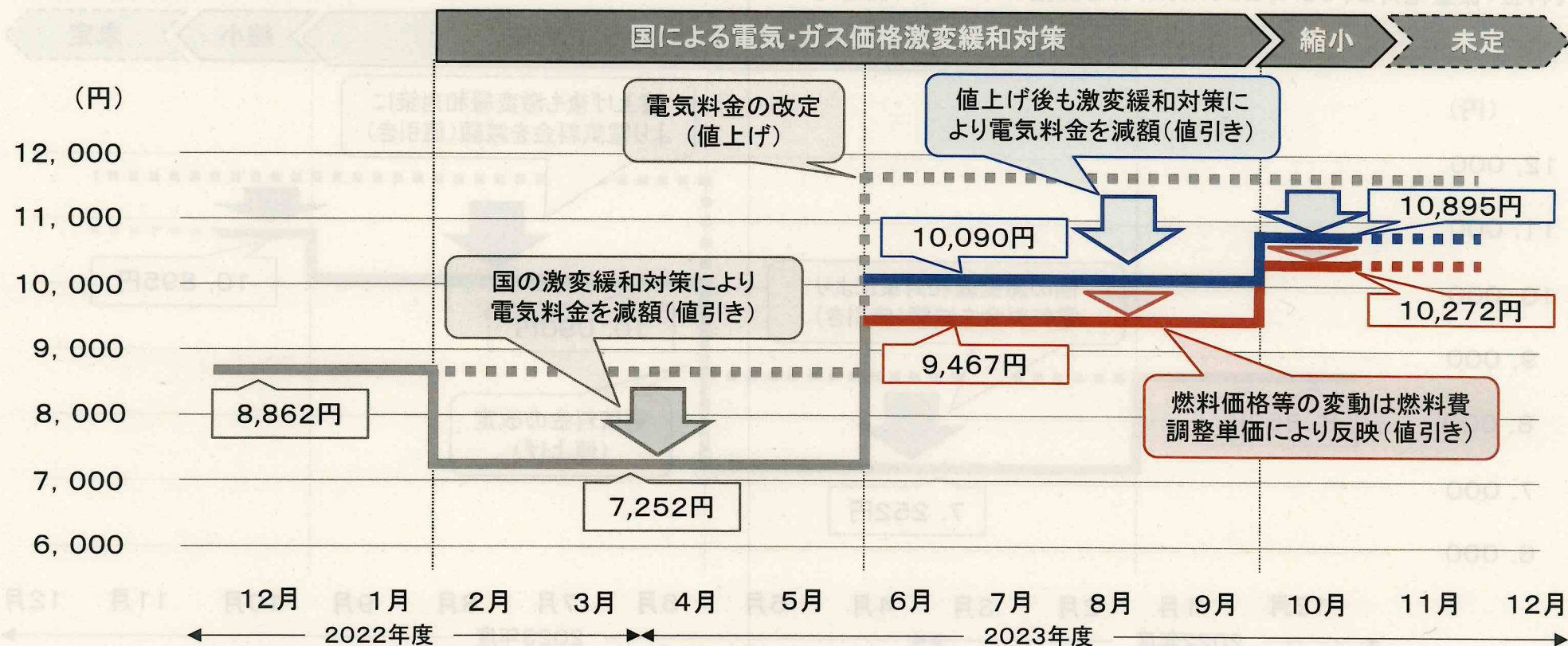
内容については以上のとおりですが、これらの変更点等につきましては、お客さまへ丁寧なご説明を実施してまいります。

以上

【参考】電気・ガス価格激変緩和対策と当社の料金値上げとの関係（イメージ）

- 国による電気・ガス価格激変緩和対策に係る電気料金の値引措置(1kWhあたり7円)は、2023年2月分料金から実施されており、当社の電気料金の値上げ前から措置が実施されるものです。
- 当社の電気料金値上げ後も、本措置の値引単価は継続され、2023年10月分料金で半額となることが決定しておりますが、11月ご使用分以降の措置については現時点で未定です。
- 燃料価格の変動については、電気料金見直し後についても、燃料費調整単価に反映されます。

【料金(従量電灯B、30A、230kWh)のご負担のイメージ(税込)】



※燃料費調整の前提条件: 貿易統計は2023年1月まで実績値、2023年2月以降は2023年1月実績値を適用し燃料費調整単価を算定

→2022年12月分~2023年5月分: +3.66円/kWh(原油: 85,572円 LNG: 132,509円 海外炭: 53,189円 為替: 139円/\$ 【2022年11月~2023年1月の3カ月平均: 4月分】)

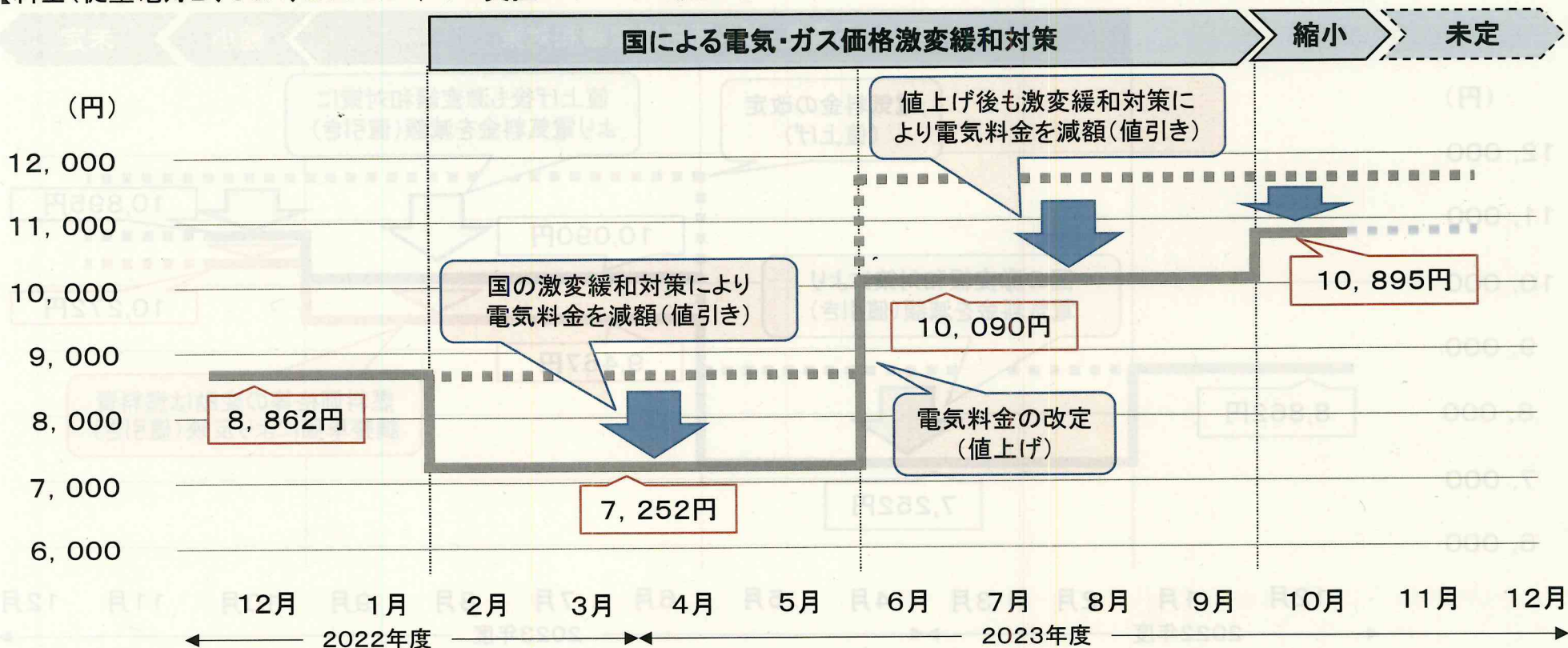
→2023年6月分以降: ▲2.71円/kWh(原油: 73,234円 LNG: 128,023円 海外炭: 49,045円 為替: 132円/\$ 【2023年1月】 離島ユニバーサルサービス調整単価(▲0.01円/kWh)を含む)

【参考】電気・ガス価格激変緩和対策と当社の料金値上げとの関係（イメージ）

更新前

- 国による電気・ガス価格激変緩和対策に係る電気料金の値引措置（1kWhあたり7円）は、2023年2月分料金から実施される予定になっており、当社の電気料金の値上げ前から措置が実施されるものです。
- 当社の電気料金値上げ後も、本措置の値引単価は継続され、2023年10月分料金で半額となることが決定しておりますが、11月ご使用分以降の措置については現時点で未定です。
- 燃料価格の変動については、電気料金見直し後についても、燃料費調整単価に反映されます。

【料金（従量電灯B、30A、230kWh）のご負担のイメージ（税込）】



※燃料費調整の前提条件・2022年12月分～2023年2月分:+3.66円/kWh(実績値)、
 2022年3月分～2023年5月分まで:+3.66円/kWh、2023年6月分以降:0円/kWh
 ※2022年9月～11月(3か月平均)の貿易統計価格水準が継続するものとして燃料費調整単価を算定